

スマリボ特約 (2022年9月30日版)

第1条 (総則) 1. 本特約は、Lu Vit クレジット会員規約 (以下「会員規約」という。) 第24条 (ショッピング利用代金の支払区分) 第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。 2. 本特約と会員規約その他の付随規定 (以下「会員規定等」という。) との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

第2条 (定義) 1. 「スマリボ」 (以下「本サービス」という。) とは、会員規約第24条第2項(1)号に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。 2. 「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条 (利用登録) 1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、当社所定の方法により、当社に本サービスの利用を申し込むものとします。当社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。 2. 前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

第4条 (本サービスの内容) 1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。(1) 利用者が会員規約第22条 (ショッピングの利用) および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するもの (当社のホームページ等で公表します。) の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。(2) 本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条 (利用可能な金額) 第1項から第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条 (利用可能枠) 第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。(3) (1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第25条 (ショッピング利用代金の支払い) 第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。(4) ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条 (ショッピングリボ払い) 第1項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。(5) 利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途当社が公表する条件を充たした場合には、当社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。 2. 当社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、利用者に対して、3ヵ月前まで (ただし、重要な変更については6ヵ月前まで) に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条 (本サービスの利用方法) 利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いをご指定ください。

第6条 (利用登録の抹消) 1. 利用者は、当社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることによ

り、利用登録を抹消することができます。 2. 当社は、(1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2)利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、(3)利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が 0 円となったとき、(4)その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。 3. 前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。 4. 第 1 項または第 2 項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第 4 条第 1 項(1)号から(4)号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第 38 条（期限の利益の喪失）第 1 項または第 2 項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

第 7 条（本サービスの終了） 当社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、当社は本サービス終了の 6 ヶ月前までに利用者へ通知します。本サービスが終了した場合、前条第 3 項および第 4 項が準用されます。

第 8 条（本特約の改定） 本特約の改定は、会員規約第 46 条（会員規約およびその改定）が適用されます。

20220930

ショッピングリボ払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金

		締切日（毎月 15 日）のご利用残高				
		10 万円以下	10 万円超 50 万円以下	50 万円超 100 万円以下	100 万円超	
お 支 払 い コ ー ス	全額コース	締切日（毎月 15 日）のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額（5 千円以上 1 千円単位）				
	残高ス ライド コース	ゆとりコ ー ス	5 千円	1 万円	1 万 5 千円	2 万円
		標準コ ー ス	1 万円	10 万円超 10 万円ごとに 1 万円加算		

※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードが届く際のカードの台紙（以下「カード発行台紙」といいます。）に記載されます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのいずれかを選択してください。

2. 手数料率

実質年率 15.00%

3. 手数料率の計算方法

(1) 締切日（毎月 15 日）時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。

(2) 初回のご請求：締切日の翌日（16 日）から翌月お支払日までの日割計算

2 回目以降のご請求：前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算

※10 日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。

※日割計算は、1年を365日（うるう年は366日）として計算します。

4. お支払い例

- ・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金	10,000円
②手数料	747円 (7万円×15.00%×26日÷365日)
③8月10日の弁済金	10,747円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金	10,000円
②手数料	764円 (6万円×15.00%×31日÷365日)
③9月10日の弁済金	10,764円 (①+②)

- ・残高スライドコース（ゆとりコース）、実質年率15.00%の方が6月30日に10万5千円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金	10,000円
②手数料	1,121円 (10万5千円×15.00%×26日÷365日)
③8月10日の弁済金	11,121円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金	5,000円
②手数料	1,210円 (9万5千円×15.00%×31日÷365日)
③9月10日の弁済金	6,210円 (①+②)

※毎月の手数料の3回目以降は、2回目と同様の計算方法により算出します。

20220930